



静岡労働局発表
令和4年4月11日（月）

担当	静岡労働局 職業安定部 需給調整事業課長 小池 清司 需給調整指導官 藤田 寛隆 電話 054-271-9980
----	---

静岡市と静岡労働局が雇用対策協定を締結します！

～県内では13例目、協定締結数は全国3位～

雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施することを目的として、静岡市と静岡労働局の施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定めた「静岡市雇用対策協定」を締結し、静岡市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ります。

1 協定締結式

- (1) 日時 令和4年4月15日（金）午後1時30分から
- (2) 会場 静岡市役所
- (3) 出席者 田辺静岡市長、石丸静岡労働局長 ほか
- (4) 概要 協定書への署名、交換

2 協定に基づく主な取組内容（予定）

- (1) 就職氷河期世代への支援
- (2) 外国人の就職支援
- (3) 若年者への就職支援
- (4) 生活困窮者への就労支援
- (5) 女性の活躍推進
- (6) 高齢者就労の推進
- (7) 障害者雇用の推進
- (8) 働き方改革の推進

※1 「雇用対策協定」とは、国と地方公共団体とが一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、労働局長と地方公共団体の首長が締結する協定。

※2 全国では234自治体（47都道府県168市18町1村）が締結（令和4年4月1日時点）。静岡労働局では、静岡県、浜松市、熱海市、掛川市、島田市、富士市、焼津市、磐田市、富士宮市、沼津市、三島市及び藤枝市が締結。